

改正 2016年5月10日規約第16－13号
2023年7月12日規約第23－11号の1

（設置の目的）

第1条 本大学は、早稲田演劇の伝統を継承・発展させ、優れた演劇文化を発信し、次代を担う演劇人を育成すること、また、演劇を通して広く社会で活躍できる人材を育成することを目的として、早稲田小劇場どらま館（以下「どらま館」という。）を置く。

（所管）

第2条 どらま館の運営に関する事項は、文化推進部が所管する。

（どらま館の施設）

第3条 どらま館に次の施設を置く。

- 一 事務室、楽屋および売店（1階）
- 二 演劇ホール（2階）
- 三 音響・照明調整スペース（3階）

（使用区分）

第4条 どらま館は、次の事項を目的として使用することができる。

- 一 演劇および演劇文化の発信に関する活動
- 二 演劇に関する教育・研究活動
- 三 その他大学が必要と認めた事項

（使用者）

第5条 どらま館は、大学の許可を得て、次のものが使用することができる。

- 一 本大学の公認サークル
- 二 本大学の教職員
- 三 その他大学が使用を許可した団体

（使用日および使用時間）

第6条 どらま館の使用日は、次の各号を除く毎日とする。

- 一 12月29日から翌年の1月7日までの期間
- 二 その他大学が定める日

2 どらま館の使用時間は、午前10時から午後10時までとする。

（使用手続き）

第7条 どらま館の使用を希望する者は、別に定める手続きに従って大学の許可を得なければならない。

（どらま館運営協議会の設置）

第8条 どらま館に係る事業の企画および適正な運営を図るため、どらま館運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

（運営協議会の役割）

第9条 運営協議会は、次の事項を協議する。

- 一 演劇団体の公演の質保証に関する事項
- 二 企画公演において大学が招聘する学外演劇団体の選定に関する事項
- 三 その他どらま館の運営に関する事項

（運営協議会の構成）

第10条 運営協議会は、次に掲げる委員をもって、構成する。

- 一 総長が指名する理事 若干人
- 二 文化推進部長

三 演劇博物館長

四 総長が指名する教職員 若干人

(委員の嘱任および任期)

第11条 委員は、大学が嘱任する

2 前条第4号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(委員長)

第12条 運営協議会に委員長1人を置き、第10条第1号に規定する委員のうちから総長が指名する者をもってこれに充てる。

2 委員長は、運営協議会を招集し、議事を整理する。

(幹事)

第13条 運営協議会に幹事1人を置き、文化推進部文化企画課長がこれに当た

る。2 幹事は、運営協議会の事務を処理する。

(運営協議会の運営)

第14条 運営協議会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決する。

3 委員(第10条第4号に掲げる者を除く。)が運営協議会に出席できないときは、当該委員が指名する者を代理人として議決権を行使することができる。

4 前3項に定めるもののほか、運営協議会の運営に必要な事項は、その都度運営協議会で定める。

5 運営協議会は、必要に応じて、学内外の有識者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第15条 どらま館に関する事務は、文化推進部文化企画課が行う。

(細則の制定)

第16条 この規程施行の際に必要な事項は、細則をもって別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2014年11月14日から施行する。

(任期の特例)

2 この規程施行後最初に嘱任される運営協議会委員の任期は、第11条第2項本文の規定にかかわらず、2016年9月20日までとする。

附 則 (2016年5月10日規約第16-13号)

この細則は、2016年5月16日から施行する。

附 則 (2023年7月12日規約第23-11号の1)

この細則は、2023年10月1日から施行する。